

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第3号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
(種別及び金額)				(種別及び金額)				
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。				
2 略				2 略				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
第1表 使用料の部				第1表 使用料の部				
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額	
1 略				1 略				
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料				
(1)～(7) 略				(1)～(7) 略				
(8) 香川県立 文書館	略			(8) 香川県立 文書館	視聴覚ホール使用 料	略		
	会議室使用料	1時間当たり	<u>1,100円</u>		略			
(9)～(12) 略				(9)～(12) 略				
(13) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料			(13) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料			
	X線マイクロ ナライザー	1時間当たり	<u>4,660円</u>		X線マイクロ ナライザー	1時間当たり	<u>4,550円</u>	
	略				略			
	マシニングセン ター	1時間当たり	<u>3,230円</u>		マシニングセン ター	1時間当たり	<u>3,190円</u>	
	走査型電子顕微 鏡	1時間当たり	<u>2,970円</u>		走査型電子顕微 鏡	1時間当たり	<u>2,910円</u>	
	雰囲気炉	1時間当たり	<u>3,120円</u>					
X線回折装置	1時間当たり	<u>3,070円</u>						

	みそ試験製造装置	1日につき	<u>11,730円</u>		みそ試験製造装置	1日につき	<u>10,360円</u>
	大型膜型反応装置	1日につき	<u>5,450円</u>		大型膜型反応装置	1日につき	<u>5,400円</u>
	略				略		
(14) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料 大型ジャーファーマンター (30リットル)	1日につき	<u>2,230円</u>		機器使用料 大型ジャーファーマンター (30リットル)	1日につき	<u>2,220円</u>
	略				略		
(15)~(17) 略	略			(15)~(17) 略	略		
(18) 香川県サンプポート高松交流拠点施設	駐車場 駐車場使用料 普通自動車	略	略	(18) 香川県サンプポート高松交流拠点施設	駐車場 駐車場使用料	1台につき20分 当たり	100円を超えない範囲 で規則で定める額
	自動二輪車	<u>1台につき1日 当たり</u>	<u>300円を超えない範囲 で規則で定める額</u>				
	大型テント広場				大型テント広場		
	略				略		
(19) 略	略			(19) 略	略		
(20) 香川県精神保健福祉センター	診療	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算		(20) 香川県精神保健福祉センター	診療	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を基準として	

		定に関する基準を基準として別に規則で定める額				別に規則で定める額			
(21)～(34) 略 (35) 香川県立 ミュージアム	歴史展示室及び企画展示室の観覧料 ( <u>学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を除く。</u> )	個人	1人につき1回	400円	(21)～(34) 略 (35) 香川県立 ミュージアム	歴史展示室及び企画展示室の観覧料			
		団体(20人以上)	1人につき1回	320円		個人			
(36) 香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略 展示室観覧料 ( <u>学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を除く。</u> ) 常設の展示の場合	個人	1人につき1回	300円	(36) 香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略 展示室観覧料	個人		
							一般	1人につき1回	400円
							高等学校生徒	1人につき1回	200円
							中学校生徒及び児童	1人につき1回	100円
							団体(20人以上)		
							一般	1人につき1回	320円
							高等学校生徒	1人につき1回	160円
							中学校生徒及び児童	1人につき1回	80円
							常設の展示の場合		
							個人		
							一般	1人につき1回	300円
							高等学校生徒	1人につき1回	150円
							中学校生徒及び児童	1人につき1回	100円

	団体 (20人以上)	1人につき1回	240円
	略		

	団体 (20人以上)		
	一般	1人につき1回	240円
	高等学校生徒	1人につき1回	120円
	徒		
	中学校生徒及び児童	1人につき1回	80円
	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~347 略			
348 配置販売 従事者身分証 明書再交付手 数料	略		
348の2 一般 用医薬品登録 販売者試験手 数料		1件	15,000円
348の3 一般 用医薬品登録 販売者登録手 数料		1件	7,100円
348の4 一般 用医薬品登録 販売者登録証 書換え交付手 数料		1件	2,000円
348の5 一般 用医薬品登録 販売者登録証 再交付手数料		1件	2,900円
349 高度管理	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~347 略			
348 配置販売 従事者身分証 明書再交付手 数料	略		
349 高度管理 略			

医療機器又は  
特定保守管理  
医療機器の販  
売業又は賃貸  
業の許可申請  
手数料

350~374 略

375 香川県産 業技術センタ 一手数料	略		
	窯業材料試験		
	略		
	熱膨張試験	1 件	<u>3,410円</u>
	略		
	粒度試験		
	略		
	40マイクロ メートル以 上	1 件	<u>2,590円</u>
	略		
	略		
	食品・食品原料 分析		
	略		
	固体分析		
	略		
	食物繊維	1 件	<u>17,730円</u>
	略		
	特殊分析		
	略		
	漂白剤	1 成分	<u>4,360円</u>
	略		
	機能性糖質	略	

医療機器又は  
特定保守管理  
医療機器の販  
売業又は賃貸  
業の許可申請  
手数料

350~374 略

375 香川県産 業技術センタ 一手数料	略		
	窯業材料試験		
	略		
	熱膨張試験	1 件	<u>3,400円</u>
	略		
	粒度試験		
	略		
	40マイクロ メートル以 上	1 件	<u>2,580円</u>
	略		
	略		
	食品・食品原料 分析		
	略		
	固体分析		
	略		
	食物繊維	1 件	<u>17,720円</u>
	略		
	特殊分析		
	略		
	漂白剤	1 成分	<u>4,350円</u>
	略		
	機能性糖質	略	
	異物	1 件	<u>4,700円</u>
	遺伝子組換 え	1 件	<u>12,690円</u>

	レブリン酸   略 略 略		
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略 固体分析 略 食物繊維   1件 略 特殊分析 略 漂白剤   1成分 略 機能性糖質   略  レブリン酸   略 略 略		17,730円    4,360円
377~409 略			
410 家畜保健衛生所手数料	初診 略	1件	1,500円
411~545の2 略			
546 法第68条の4の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応	略		

	レブリン酸   略 略 略		
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略 固体分析 略 食物繊維   1件 略 特殊分析 略 漂白剤   1成分 略 機能性糖質   略 異物   1件 遺伝子組換え レブリン酸   略 略 略		17,720円    4,350円   4,700円 12,690円
377~409 略			
410 家畜保健衛生所手数料	初診 略	1件	1,000円
411~545の2 略			
546 法第68条の4の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応	略		

じたものにと 区分して定め る地区計画等 の区域の容積 率に関する認 定申請手数料			
<u>546の2 法第          68条の5の2          の防災街区整          備地区計画の          区域の容積率          に関する認定          申請手数料</u>		1件	27,000円
547 法第68条 の5の3第2 項の高度利用 と都市機能の 更新とを図る 地区計画等の 区域の高さに 関する許可申 請手数料	略		
548 法第68条 の5の5第1 項又は第2項 の区域の特性 に応じた高さ、 配列及び形態 を備えた建築 物の整備を誘 導する地区計 画等の区域の 容積率及び高 さに関する認	略		

じたものにと 区分して定め る地区計画等 の区域の容積 率に関する認 定申請手数料			
547 法第68条 の5の2第2 項の高度利用 と都市機能の 更新とを図る 地区計画等の 区域の高さに 関する許可申 請手数料	略		
548 法第68条 の5の4第1 項又は第2項 の区域の特性 に応じた高さ、 配列及び形態 を備えた建築 物の整備を誘 導する地区計 画等の区域の 容積率及び高 さに関する認	略		

定申請手数料	
549 法第68条 の5の6の地 区計画等の区 域の建ぺい率 に関する認定 申請手数料	略
550~597 略	

定申請手数料	
549 法第68条 の5の5の地 区計画等の区 域の建ぺい率 に関する認定 申請手数料	略
550~597 略	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(18)の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。